

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日か
その日
を翌日
とする)

目次

◇ 告示 保険医等の登録（保険課）

国民健康保険医等として登録があったものとみなされるもの（〃）

保安林の指定の解除（造林課）

保安林の指定の解除予定（二件）（〃）

土地収用法による土地の立入り（管理課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（〃）

告示

鳥取県告示第五百三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸本和子	鳥薬第七八一号	平成三年六月二十一日
大谷眞二	鳥医第四、三二〇号	平成三年六月二十四日

鳥取県告示第五百三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
川 西 千 佐 子	鳥国齒第五八五号	平成三年五月二十九日
福 島 慶 子	鳥国葉第七七九号	平成三年六月十三日

鳥取県告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の六五
 - 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 三 解除の理由
学校用地とするため
- 二一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の六二、二二五六の六五

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
学校用地とするため

鳥取県告示第五百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡家町大字池田字上平六三八の二一、六三八の一四
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- 鳥取県告示第五百三十六号
- 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字桑原字大廣戸九一八の三・九一八の四・九一八の六・字大瀧九二二の三・九二二の九・九二二の一・九二二の一五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

浦富支線二回線化工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市卯垣、滝山、岩倉及び百谷並びに岩美郡福部村大字八重原及び大字箭溪地内

四 立ち入ろうとする期間

平成三年七月十二日から平成四年三月三十一日まで

鳥取県告示第五百三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年五月十四日 鳥取県指令受都計三一第一二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字鐘鑄谷（第二工区分）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安二丁目一三八―二

有限会社東信商事

代表取締役 前田秀義

変更なし

鳥取県告示第五百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東伯町

二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画公園事業五・五・一号 東伯総合公園

三 事業施行期間

昭和五十五年十二月二日から平成七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】